

〈論 文〉

17世紀前半のメキシコにおけるクリオーリョの動向 ——メキシコ市参事会議事録の分析から——¹⁾

立 岩 礼 子

キーワード

クリオーリョ主義, クリオーリョ, コンキスタドール征服者, メキシコ市参事会, 参事会議員

Resumen

El presente trabajo intenta ilustrar el perfil del criollo novohispano de la primera mitad del siglo XVII con el fin de poner en duda la tesis que señala el siglo XVII como el nacimiento del criollismo mexicano, y que posteriormente se convirtió en el movimiento independentista del siglo XIX en México. Nuestro análisis parte de la lectura y la exhaustiva investigación de las actas del cabildo del Archivo Histórico del Distrito Federal de la ciudad de México. Allí se conservan las comprendidas entre los siguientes años: del 1601 al 1630, del 1635 al 1643 y del 1692 al 1699. Analizamos para este estudio las de los años 1601, 1602, 1607, 1612, 1621, 1624, 1626 – 1628, 1635, 1640 y 1642, lo que supone una cuarta parte de la totalidad.

El primer capítulo revisa el uso y el significado de la palabra “criollo” en dichas actas, donde sólo se registran dos casos aislados del empleo del término. Sin embargo, ambos se refieren al “mestizo” y muestra el uso indistinto de los términos: “criollo” y “mestizo”. El segundo capítulo examina el estatus social y el estado económico de los cabildantes, que eran descendientes de los conquistadores y de los primeros pobladores, comerciantes españoles y burócratas enviados por la Corona. Éstos fortalecieron sus lazos y fueron constituyendo una clase económicamente sólida a través de los matrimonios políticos. Como consecuencia, en el último capítulo se analiza la posibilidad de que esta clase social fuese heredera del movimiento precursor de la independencia de México que se había tramado contra la Corona española en 1554 por Martín Cortés, hijo del conquistador Hernán Cortés, y que pretendía conservar sus encomiendas.

Tras nuestro análisis, hemos de sacar algunas conclusiones:

- 1) Durante la primera mitad del siglo XVII la palabra “criollo” era un término de uso común y poco empleado en los documentos oficiales.
- 2) Los intereses de los habitantes de la ciudad de México en el periodo estudiado se concentraban en el enriquecimiento personal y familiar a través de los lazos matrimoniales entre los descendientes de los conquistadores y de los primeros pobladores, comerciantes españoles y burócratas enviados por la Corona.
- 3) No hay indicio de movimientos políticos de parte de la clase compuesta por los grupos ya mencionados. Nos atrevemos a afirmar todo lo contrario: la existencia de un

desinterés en participar en la administración política de la capital del virreinato de Nueva España.

Todo parece indicar que durante la primera mitad del siglo XVII no se percibe lo que se puede llamar el criollismo, por lo que consideramos que no es apropiado aceptar el nacimiento del tal movimiento en el siglo XVII.

はじめに

19世紀初頭、メキシコがスペインから独立した原動力の1つとして、クリオーリョ (criollo) の存在が重要視されてきた。クリオーリョとは「スペイン人の親を持ち、新大陸で生まれた者」を指す。クリオーリョはヌエバ・エスパーニャ副王領の政治機関において冷遇され、スペイン本国出身のペニンスラール (peninsular) と対立するようになり、独立へ踏み切ったと考えられている。クリオーリョが政治集団として独立運動を率いるまでに成長する過程において、17世紀はその萌芽期であるとされ、その政治的活動の場の1つに主要都市の市参事会 (cabildo) が挙げられている。市参事会はエルナン・コルテスが征服あるいは植民の拠点として招集したもので、王室からの勅令に先行する形で統治機関として機能していた。

本報告では、メキシコ市参事会の議事録を主たる資料とし、議員の発言や動向から、クリオーリョの社会的地位や経済活動、そして政治的関心に関する情報を読み取り、「クリオーリョ主義の萌芽期」と位置づけられる17世紀のクリオーリョの実態を明らかにすることを試みる。メキシコ市参事会の議事録は、その一部が1692年の火災で焼失したため、17世紀に関しては前半と末期 (1601-1630年, 1635-1643年, 1692-1699年の合計47年分) しか存在しない。そのうち今回報告するのは、1601-1602年, 1607年, 1612年, 1621年, 1624年, 1626-1628年, 1635年, 1640年, 1642年の合計12年分を中心に分析した結果である。また、先行研究の成果も援用していく。17世紀は公職売買がスペイン王室の収入源となったことから、議員名から売買の記録をたどって議員の経歴を明らかにすることが可能である。1950年代から先行研究には、公職売買の記録から17世紀の議員たちの情報をまとめた研究がすでに1970年終わりごろから発表されており、その集大成としてはマリア・ルイサ＝パソス・パソス (1999) が挙げられる。

第1章では、まずクリオーリョの定義を確認し、16世紀から17世紀における彼らの社会的地位について概観しながら、議事録に登場するクリオーリョの意味について検討する。第2章においては、メキシコ市参事会におけるクリオーリョの社会的地位や経済活動について分析し、ペニンスラールとの対立関係についても検討する。そして第3章で、クリオーリョの市政に対する関心を考察対象とし、19世紀の独立運動につながるような動きが見られるかを検証する。

1. クリオーリョとは誰か

「クリオーリョ」という言葉はもともと「新大陸生まれ」を指し、アフリカの黒人奴隷たちが使い出した²⁾。コバルビアス編 *Tesoro de la lengua castellana o española* (1611) によれば、植民地で生まれたアフリカ奴隷の子供を指すポルトガル語 *crioulo* が、スペイン語の *criollo* として植民

地で生まれたスペイン人を指すようになったと説明されている。ホセ・デ・アコスタ著 *Historia natural y moral de las Indias* (1590)³⁾にも、criolloとは「インディアスのスペイン人から生まれた者 los nacidos de españoles de Indias」を指すとある⁴⁾。アコスタがバレーに1571年から1584年まで、メキシコに1585年の1年滞在したことを考えれば、criolloという言葉は、16世紀後半のスペイン本国の人たちには馴染みのない言葉であり、植民地において使われ、説明を要する単語であったことがわかる⁵⁾。

また、クリオーリョは「スペイン人の子供 los hijos de los españoles」とも説明される。スペイン人の血を引いているということである。ここで、この「スペイン人」とは、まずイベリア半島から新大陸への渡航が許されたカスティーリャ出身者及びアンダルシア出身者を指す。大西洋の中継地となったカナリア諸島出身者やスペインに併合されたポルトガル出身者も含まれるだろう。18世紀末にセビーリャとの独占貿易が終わって自由貿易へ移ると、カタルーニャ出身者やバスク出身者も「スペイン人」である。18世紀末から19世紀初頭にかけては、フランス、ドイツ、オランダ、イギリス、ロシアなどから白人系ヨーロッパ人も到来したが、カトリック以外の信仰を持ち、イベリア半島以外の移民から生まれた子供も含んだかどうかは不明である。また、片親が先住民や黒人の場合も考えられる。いずれにしてもカトリック教徒として育てられ、スペイン居住区でスペインの文化習慣のもとに生活している者でなければならなかった。言葉については、ラテン語のほかスペイン語 (castellano) が教授されていた。先住民語以外のヨーロッパの言語がどこまで話されていたかは不明である。

ところで、コルテスのメキシコ征服には、わずかではあるが女性も参加していたことがわかっている。そうした女性とコンキスタドールの間に生まれた子供もいたであろうが、これについての情報はない。コルテスは、コンキスタドールと貴族階級の先住民女性の婚姻を認めたが、基本的にはスペイン人女性と家庭を持つことを奨励した。テノチティラン陥落後、首都をメキシコ市に定めたコルテスは、スペイン人の定住化政策の一環として、既婚者にはスペインに残した妻を迎えに、未婚者には嫁を捜しにスペインに一時帰国するように一年半の期限を与えている。しかし、実際の成果については不明である。

16世紀後半の状況について、ハンケはインディアス新法発布時には、メキシコには3,000人から4,000人の男性及び2,000人の女性が住んでいたとしている⁶⁾。スペイン人女性の人口についての情報は少ないが、例えば、16世紀末にはオアハカのアンテケラには女子修道院が3つほど存在し、すでに合計80人ほどの修道女が住んでいたとされる。そして、女子修道院では宗教のほか、読み書き、裁縫、料理、菓子作りなどを学び、スペイン式の生活を送っていた。教員は修道女ではなく、既婚未婚を問わず女性であった⁷⁾ということから、首都メキシコを離れた都市においても、一定の数のスペイン人女性たちが活動していたことが伺える。従って、こうした女性たちがスペイン人の夫との間に子供をもうけて、クリオーリョとして植民地社会で育っていったことになる。

クリオーリョの男子は親の土地や財産を受け継いだ。1544年のインディアス新法においてコンキスタドールに与えられたエンコミエンダ廃止の決定に対し、メキシコのクリオーリョたちはコルテスの嫡男マルティンを中心に副王政府転覆を謀るほどに危機感を募らせた。その時の心情をベラルタは、「国王は我々から食糧と土地を奪おうとしている。それなら、我々は蜂起する。土地は我々のものだ。デル・バリェ侯爵の土地はデル・バリェ侯爵のものだ。この土地はデル・バリェ侯爵の父親(つまりコルテス)や我々の父親が犠牲を払って獲得した土地なのだ⁸⁾」と記している。

しかし、この蜂起は失敗に終わり、首謀者は裁判や絞首刑に処せられた。以後、クリオーリヨによる大規模な武装蜂起は独立戦争まで記録されていない。16世紀後半にクリオーリヨの生活を安定に導く政策が講じられたのかについては研究の余地が残されている。

クリオーリヨの進む道は、エンコミエンダの所有者としてのほかにもあった。大学で法学や医学を学び、官僚や聖職者になった。ハンケによれば、当時、官職200に対して2,000人の希望者があった⁹⁾というから、競争率は高かった。おそらく、この応募人数は、クリオーリヨのみならず、本国スペインやペルーなども含まれているのではないと思われる。クリオーリヨは能力が劣っていて官職に向かないという風潮は根強く存在したが、1563年から1565年にかけてヌエバ・エスパーニャの視察を行なったバルデラマも、コンキスタドーレスもしくはその息子や娘婿は「才覚があり、信用に値する」¹⁰⁾と報告し、官僚として積極的に登用すべきであることを進言した¹¹⁾。ペニンスラールのみが登用されていたと考えられがちなアウディエンシアも、17世紀には50%はクリオーリヨであったことがパークホルダー／チャンドラー（1972）によって明らかにされている。

一方、クリオーリヨ女性はスペイン人やクリオーリヨと結婚するか、修道院に入った。17世紀になると、銀鉱山の開発や交易の活発化によって、本国からのスペイン人移住者も増加した。彼らにとって、資産家のクリオーリヨの娘の持参金は、すぐに貸付業を行ったり、投資して資産を増やすことができたため、大変魅力的であった。またクリオーリヨにとっても、本国ペニンスラールと結びつくことは歓迎すべきことであった。

18世紀になると、土産物として描かれた「混血のシリーズ *Las pinturas de la raza*」が登場する。そこには、まず、スペイン人の両親を持つクリオーリヨの子供が描かれた。軍服を着ているが、泣いている男の子であったり、きれいなドレスを着て微笑んでいる女の子だったり、ほかの混血の子供たちと違って、親に対して従順なイメージで描かれているように見受けられる。しかし、差別的な意図は読み取れない。18世紀のブルボン改革の「第二の征服」でもスペインからの移民が増加し、独立前夜の「クリオーリヨ」が生まれたと考えられる。クリオーリヨが軍隊へ召集されるのもブルボン改革の1つである。スペイン人のことをペニンスラールに替わって「ガチュピン (gachupín)」という蔑称が使われるようになって、「クリオーリヨ (criollo)」にも差別的な意味が付与されていったのではないと思われる。

2. メキシコ市参事会におけるクリオーリヨ

2. 1 議事録にみる「クリオーリヨ」の意味

今回考察対象にした17世紀中の12年分の議事録には、criolloという単語が登場した審議は、以下にまとめるように、わずかに2回であった。いずれも議員たちの発言によるものではなく、スペイン人聖職者による発言であり、第1章で検討したクリオーリヨの特徴と一致するというよりは、補完するものと理解したい。

1) 1611年1月14日の審議

フランシスコ会におけるクリオーリヨの叙階に際しての条件の撤廃について審議された。「先住民女性との間に生まれた子供たちは、ふつうクリオーリヨと呼ばれているが、徳が高いことを特別に証明するものがあり、22歳に達していない限り、我々の修道会では受け入れられない」とい

う条件をトレド組織法 (Los estatutos de Toledo) に従って撤廃せよ、と1602年に本国スペインのバリャドリートのフランシスコ会本部で決定された親書を、参事会代表の4人の議員がメキシコ市のフランシスコ会に手渡しに行くかどうか、が審議された。これについて、アロンソ・ゴメス・デ・セルバンテス議員が「(この決定は) みなのためであり、このヌエバ・エスパーニャに生まれた者たちの願いであり、安心に関わる¹²⁾」から行くべきであると発言した。

ここで注目すべきは、「クリオーリョ」がスペイン人男性と先住民女性との子供であるということであり、その定義と呼称は「一般的 vulgarmente」であるということである。一方、これを受けて、先述のセルバンテス議員が「この地 (=メキシコ) で生まれた者 los nacidos de acá」と言う表現を「クリオーリョ」の同義語として使っている。同議員は第2世代にあたる。1566年から1608年にかけて42年間、市参事会議員 (regidor) を勤めた現職議員の最年長者であり、重鎮といってよいだろう。この議員が先住民の母親を持つ「クリオーリョ」を「この地に生まれた者」として、その立場を擁護しているのである。そこには、スペイン人の優位性や先住民への差別的な感情は読みとれない。

2) 1627年5月28日の審議

オアハカのアンテケラ市参事会からメキシコ市参事会に送られてきた案件で、ドミニコ会巡察官アロンソ・デ・コントララスが「スペイン人の数がこの王国に生まれた者と同じ数になるまで、この王国に生まれた者に除階を認めない¹³⁾」と決定したというものであった。メキシコ市参事会は、直ちに副王に報告し、国王宛てに親書を送り、教皇庁、ドミニコ会本部ほか関係各所に働きかけて、副王の指示に従ってしかるべき対処をする旨をアンテケラの参事会に返事をするに決めた。その1ヵ月後に、オアハカのドミニコ会から代表がメキシコ市参事会に説明に来ている。議事録によれば、「この王国に生まれた者は学問をよく修め、高位についてもおかしくない人材がいることは十分に承知しているが、議事録を公表したのは、オアハカでは生まれてくる者はみなクリオーリョで、カスティーリャからは一人も受け入れようとし¹⁴⁾ない」と説明した。これに対し参事会は、「この王国に生まれた聖職者に便宜を図ってきたのは事実であるから、(アンテケラ市参事会が説明している) この理由を大司教を兼ねていた副王に報告する」とした。

アンテケラ市は1535年に教会管区となり、聖職者の数が増していた。17世紀にはメキシコ出身のクリオーリョが占めており、スペインからの派遣を拒んでいるという状況があったようだ。アンテケラ市は、コルテスが支配したデル・バリェ侯爵領であり、牧畜や農業によって支えられた経済が安定し、豊かな地域であった¹⁵⁾。チャンス (1978) によれば、同市ではメスティソやムラトが経済力を蓄え、クリオーリョと同等の社会的地位を求めていたことが明らかになっている¹⁶⁾。したがって、ここでも「この王国で生まれた者」には両親がスペイン人以外、つまり、先住民や黒人の子供も含まれている可能性はないとは言えない。

以上の2つの例から確認できることは、まず、本来スペイン人と先住民女性から生まれた子供はメスティソとして分類されるが、17世紀初頭のヌエバ・エスパーニャではクリオーリョとして見なされる場合もあったということである。いずれの場合も、キリスト教徒として教育された者たちが対象になっていることには注意が必要であろう。いずれにしても、副王領政府機関や教会において、クリオーリョは決して冷遇されていたわけではなかったということは確認できたと思

われる。

さらに次節以降でも確認していくように、17世紀を通じて、メキシコ参事会議員については、彼らがクリオーリョであるか、メスティソであるか、ペニンスラールであるかということは問題視された形跡はない。傾向としてペニンスラールとの結びつきを強めることは認められるにしても、議員どうしの家系が血縁関係を結ぶことで経済基盤を固め、一族の勢力を副王領のあらゆる分野に行き渡らせるといった動きが認められる。しかし、それは、必ずしも政治権力の奪取とは読み取れない。

2. 2 メキシコ市参事会議員のプロフィール

メキシコ市参事会は、征服直後、エルナン・コルテス主導により組織された。当時の議員はコンキスタドール征服者ら (conquistadores) であった。議員数に定数もない。17世紀中の議員は93人が判明している。選出方法も投票ではなく、相続、公職売買、副王政府からの任命のいずれかであった。平均在職年数は17年間である。副王の在職期間の3倍から4倍にあたる。つまり、メキシコ市の事情を把握していたのが市参事会と言えよう。在職年数の最短は1年で、これは在職中に死んだためだが、最長は46年である。在職40年以上は合計で3人、30年以上40年未満が13人、20年以上30年未満も同じく16人、10年以上20年未満が32人と、17世紀の副王の任期より長い議員が全体の3分の2を占めている。在職年数が長いほど、エンコミエンダやマヨラスゴを所有していたり、本国とのネットワークがある貿易に従事している場合が多く、10年以下の議員は副王領政府機関の官僚職を兼ねていた場合が多い。17世紀中の議員が並行して従事していた職業は、造幣局会計官、財務省経理主任、副王付き衛兵、火薬製造者、床屋、鉱山主、インディアス通信使、異端審問会計官、アシエンダ経営者、風車所有者、牧畜業従事者など様々であった¹⁷⁾。

2. 2. 1 コンキスタドールの家系の議員

バスス・バスス (1999) によれば、17世紀中、コンキスタドールの子孫は全体の議員の22%を占めていた¹⁸⁾。つまり、コルテスによる任命以来の議員の地位が相続されている割合が約4分の1ということである。圧倒的な割合でコンキスタドールの家系が植民地社会を支配していたのではないが、それでも植民地社会における中核層である。議員職は、父親から長男あるいは甥あるいは娘婿へと相続され、コンキスタドールの家系同士が結びついて、市参事会における影響力を保持していた。

まず、コンキスタドールの家系が結びついた典型的な例として、セルバンテス家を挙げる。レオネル・セルバンテス・カルバハルは、1608年から1627年までの19年間、メキシコ市参事会議員を務めた。彼はコンキスタドールレオネル・デ・セルバンテスの孫で、妻のルイサ・デ・ララ・セルバンテスもコンキスタドールファン・デ・セルバンテスの孫である。彼の妻は従妹にあたり、その持参金の一部として議員の地位を得た。

セルバンテス一族は有力者と血縁関係を結び、ゴメス・デ・セルバンテス家、セルバンテス・カルバハル家、セルバンテス・カサウス家と影響力を増やしていった。ゴメス・デ・セルバンテス家は18世紀に貴族の称号¹⁹⁾を与えられ、さらに繁栄する。

このセルバンテス家と結びついたので、コンキスタドールの家系でもある貿易商カルバハル家である。ファン・デ・カルバハル・イ・タピアは、1607年から1618年まで11年間議員を務めた。

祖父がメキシコ市参事会の第1世代で、父親アントニオ・デ・カルバハルはコンキスタドールであったが、議員職にはついていなかったようで、フアンは議員の職を公職売買で購入している。母親はコンキスタドールベルナルディーノ・バスケス・デ・タピアの孫で、フアンにプエブラのアシエンダを遺した。フアンは貿易商として成功していたフアン・レオン・カスティーリョの娘と結婚した。義母もセビーリャ在住の貿易商ディエゴ・デ・マティアス・デ・ベラと親戚関係にあった。フアンはメキシコ市内に複数の邸宅を所有したほか、メキシコ近郊にも土地を所有し、アシエンダを経営していた。副王領政府財務省にも勤務し、ミチョアカンやトラスカラの財務官も務めた。「インディアス守備隊 *Guarda de Indias*」の将校でもあった。

フアンの娘のフランシスカは唯一の相続人であったようで、造幣局会計官クリストバル・デ・スレタと結婚している。スペインから派遣された官僚が富裕層のクリオーリョの娘を嫁にするという当時の典型的な例である。

コンキスタドールスの家系にとって、副王領政府高官との結びつきは重要であったに違いない。ヘロニモ・ロペスは、副王ガストン・デ・ペラルタの娘アナ・カリーリョ・デ・ペラルタと結婚している。ただし、副王の家族が植民地の者と婚姻を結ぶことは禁じられていたため、より詳しい情報を入手して検証する必要があるだろう。ヘロニモは父親がコンキスタドールで、アクサクアのアシエンダを相続した。1565年から1603年まで35年間議員を務めたほか、総務省書記や造幣局会計官などの重要なポストも務めている。4人の息子のうち長男ミゲルが議員職を相続している。四男フランシスコの娘フランシスカが先述のセルバンテス・カルバハル家に嫁ぎ、生まれたヘロニモは議員職を購入し、1647年から1676年の31年間務めている。子孫のヘロニモ・ロペス・デ・ペラルタ・ビリャミは1819年から1820年に議員を務めており、植民地時代300年間を通じてメキシコ市においてゆるぎない地位を獲得していったと思われる。ロペス家の土地は、修道会に入った子孫にも分与されている。アグスティヌス会、フランシスコ会、聖クララ女子修道会、洗足レメディオス女子修道会などである。このように、クリオーリョの場合は一家族あたりの子供の数が多かったため、資産が分散しがちであった。

コルテスをはじめとしたコンキスタドールは1530年の副王制導入によって政治的地位を追われたが、メキシコ市参事会の議員としての地位は保持した。インディアス新法によって一度は没収の対象になったエンコミエンダも最終的には維持することになった。しかし、コンキスタドールでエンコミエンダや銀山の経営の才覚があったものは多くはなかったようで、副王領政府高官や本国に拠点を持つ貿易商と結びつくことによって、経済的に安定した地位を築き、一族が繁栄したようである。

参事会議員の勢力は、メキシコ市に留まらない。1627年から1673年までの17世紀中最長46年を務めたフランシスコ・ロドリゲス・デ・ゲバラの一家の例を検討する。彼は参事会に唯一、武器の携帯を許された警備長官 (*Aguacil Mayor*) であった²⁰⁾。妻はコルテスとともにメキシコに来たコンキスタドールのひ孫娘であった。弟もプエブラの警察長官となり、サンティアゴ・デ・カリマヤ家の娘を嫁にもらっている。サンティアゴ・デ・カリマヤ家もメキシコ市の市長 (*corregidor*) であり、グアテマラ総督やアウディエンシア長を歴任したフランシスコ・デ・アルタミラノ・エ・イルシオ・ベラスコ・イ・カスティーリャはフェリペ3世によって貴族となり、メキシコで絶大な影響力を誇った一族と考えられている。17世紀後半に、メキシコ市とプエブラ市の有力者一族の結びつきの一端を象徴している人物であり、興味深い。

いずれにしても、17世紀はすでにコンキスタドールの世代は残っていなかったが、その苗字は社会的に価値があったことは確認できた。パソス(1999)は、コンキスタドールの孫あるいはひ孫であることは、スペインからの移民に勝る価値があったと分析している²¹⁾。

2. 2. 2 コンキスタドールの家系以外の議員

では、全体の4分の3にあたるコンキスタドールの家系以外の議員について見ておく。17世紀中はスペイン王室が公職売買によって財政を建て直す政策を講じたため、市参事会の議員職も売買の対象となった。1628年の場合は、鉱業や砂糖生産業の従事者、賃貸し業者などが議員職を求めている。ウェルバ出身のスペイン人貿易商バルタサル・ロドリゲス・デ・ロス・リオスは私生児でありながら、議員職を購入している。メキシコ市参事会議員職は、ヌエバ・エスパーニャ副王領首都の議員という名誉な職であったと思われるが、スペイン本国へ特使として派遣されたり、メキシコ市のあらゆる行政に通じる職として魅力があったのだと考えられる。1622年にはインディアス大蔵官僚が参事会議員にならないようにという勅令が下っていることから、メリットのある地位であったことが推測される。コンキスタドールの家系とは異なり、移住者の家系では、子供がない場合、相続人がスペイン本国在住の親戚になることもあり、本国と植民地との結びつきを強めるきっかけにもなり得た。

まず、スペインからの移民第1世代の家系の例として、モンロイ一族を挙げる。グアガラハラのアウディエンシアで書記として40年間務めたルイス・モレノ・デ・モンロイの息子であるディエゴ・モレノ・デ・モンロイ・イ・フィゲロアはメキシコ市で肉の販売に従事していたが、議員の地位を購入し、1621年から1635年まで議員を務めている。その地位は相続され、息子アントニオ・モンロイ・イ・フィゲロアは1635年から1670年まで議員であった。さらに、グアナファトの銀山の判事やケレタロやオリサバなどメキシコ近郊の町の町長 *Alcalde mayor* を務め、政治的勢力を拡大している。さらにその息子は1675年から1687年、1692年、1701年とメキシコ市の参事会が低迷したと考えられている時期に議員を務めている。その子孫は18世紀後半には名誉議員の地位も獲得している。また、スペインのガリシアのサンティアゴ大司教も輩出し、本国と植民地に影響力を持つ一族となっていった。コンキスタドールの家系と異なり、特筆すべきアシエンダを所有せず、勢力を拡大している点が特徴的である。

次に、ホセ・アリアス・マルドナドの経歴に注目したい。彼はペルーからメキシコ市に移った人物である。父親はペルーの複数の市で市長を歴任した。ホセはメキシコ市で大学教育を受け、法律と神学を修めた後、聴訴院で弁護士をする。デル・バリェ侯爵領の管理にたずさわり、トルカで市長となる。メキシコ市市長の代理も務め、議員の地位を購入し、1676年から1689年までは議員でもあった。大学で教育を受け、幅広い職種に就いていることが興味深い。

ペルー副王領以外からもメキシコ市参事会の議員職に関心を示した人物がいる。ファン・フランシスコ・デ・ベルティスである。彼は軍人でもあり官僚職も務め、カカオやコチニールやフィリピンからの商品の取引もしているという人物もいた²²⁾。

役人として赴任した先で市参事会議員の職に就いた人物もいる。クリストバル・モリナである。彼は、もともとペルーに赴任していたが、1603年に副王モンテレイ伯爵の書記官としてヌエバ・エスパーニャに着任した。副王の命により各地を巡察し、タクバ地区のレパルティミエント先住民担当判事やデル・バリェ侯爵領の管理も任された。メキシコ市参事会議員を1618年から1633

年まで務め、帰国している²³⁾。

メキシコ市参事会には実に様々な職種の人たちが議員として参加していたことがうかがわれる。つまり、議員の社会的地位が特定化されるものではなく、経済活動も幅広い。スペイン人官僚が議員になった例もあるが、メキシコ市参事会議員の地位が、ヌエバ・エスパーニャ副王領における政治活動あるいは経済活動に少なからずの恩恵をもたらしたようである。しかし、議員報酬は十分ではなく、とくに市主催の祝祭の費用などは一時的に立て替えて、2、3年後に精算されるケースは多かった。また、持ち出しになることもあった。前述のスペイン人議員クリストバル・モリナは経済的困難にも陥って、職務を遂行できなかったこともある²⁴⁾。ディアス・デ・ラ・バレラ一族は遺産を貿易で増やしたが、脱税などの罪でも起訴されている²⁵⁾。

3. クリオーリョの市政への関心

本節では、コンキスタドールズの子孫を中心としたクリオーリョによって構成された参事会が、どのように市政へ関与したかを検証し、クリオーリョがメキシコを本国スペインと区別し、自らの祖国としての感情を育んでいった形跡が見いだせるかを検討する。

現存する議事録から、メキシコ市参事会は週1～3回開催されていることがわかっている。つまり毎月4～12回である。1616年のキトの参事会は年間16回、1647年のブエノスアイレスの参事会は年間15回の開催と、月1回強の割合であったことに比べれば、都市の規模も関連するだろうが、メキシコ市の議員として仕事はかなりの量であったと推測される。17世紀メキシコ市参事会の議題は多岐にわたっている。議題にあがった主な案件を列挙すると、次のようになる。

1) 1621年

歳出の見直し、招集日週2回の厳守、食糧用トウモロコシの不足、聖女レメディオスの行進、エンコメンデロのアロンディガ出入り禁止、橋の再建、フェリペ3世追悼式典、征服100年祭式典、フェリペ4世即位式典、新副王歓迎式典

2) 1626年～1629年

給料支払い制度の見直し、書類管理の見直し、参事会の建物の改修工事、劇場の改修工事、雨期の水位上昇と水害対策、飲料用貯水槽建設、修道院や施療院や学校からの水道橋延長の要請、給料未払い分の請求、降雨量不足による食糧不足対策としてサンティアゴ伯爵より400ファネーガ²⁶⁾のトウモロコシの支払い、1624年1月15日の蜂起鎮圧部隊の退却要請、肉や果物の違法販売・転売、アグアルディエンテやカカオがもたらす健康被害、年中行事としての祭礼（聖体の日、聖女レメディオスの行進、聖イポリト祭など）、マドリードへの議員派遣、副王・大司教着任の出迎え

3) 1630年

本国の軍隊統合計画（Unión de armas）について、エルナン・コルテスの遺骨の運搬、エルナン・コルテスの遺言における修道院に関する項目

4) 1640年および1642年

バルロベント船団の費用捻出のためのトランプカードの王室専売について、食糧事情について、水害対策、年中行事としての祭礼（聖体の日、聖女レメディオスの行進、聖イポリト祭など）

1621年の国王逝去と新国王の即位や1630年のメキシコ市建設者の死など特別な議題が話し合われる年を除けば、住民の生活に直接かかわる案件が多いことがわかる。水害対策と生活水の確保は湖上都市メキシコが抱えた構造上の課題であった。食糧の確保および販売・価格については、天候や害虫発生などもあり、統制が難しかったようである。宗教関連の年中行事の祭礼はメキシコ市の財政を圧迫し、議員個人の経済的な負担も大きくなっていった。

しかし、メキシコ市参事会における案件には、とりたててペニンスラールと対立するようなものは見当たらない。参事会は宮廷に代表（procurador/agente de la corte）を送り、財政的な問題などを直接王室と交渉することができた。しかし、市参事会は完全なる自治組織ではなく、市参事会の上には、本国から任命された市長が存在し、また首都であったために当然、副王に決定を仰ぐこともあった。制限付きの自治組織であり、議事録からは議員たちの不満も読み取れる。

実は、17世紀前半は、メキシコ市参事会の活動が停滞した時期でもある。招集日が週2回から週1回へと減りつつあった。さらに、出席人数も20人から4人あるいは5人に減少していた。欠席の理由は、議員在職年数からも高齢の議員が多いことから容易に推測できるように、病気や高齢による健康上の理由が目立つ。また、個人の経済的負担が多い式典や祝祭関連の仕事も、高齢で馬に乗れないため息子を代理に出席させるなどの申し入れもある。

また、兼業者も多かったことから、他の仕事を優先させている場合も多かった。カルバハル一族の1人であるフランシスコ・トレホ・カルバハルはメキシコ市近郊のテワカンの町長を兼任していた。1595年から1636年まで41年間も議員の座にあったが、ファミリー・ビジネスが多忙だったようで、参事会の欠席が多かった。しかし、彼だけでなく、議員の仕事に重きをおかない風潮は、17世紀前半を通じて見られる傾向である。1626年、「重要な案件が議題であるにもかかわらず、集まったのは3人のみ」とメキシコ市市長が発言し、その日の会議は事実上閉会。翌日、再召集される。欠席した場合は罰金50ペソを定めなければならないほどであった²⁷⁾。

また、常時22議席から23議席あったうち3年間も8議席が空くという事態が続いた。1626年には「由々しき事態 es de mucha consideración」であるとし、対策を講じる必要が審議された。立候補者がなければ副王が推薦し、参事会が王室に納める8,000ペソを肩代わりする案などが出た。その結果として、幅広い職種の人たちが公職売買で議員職に関心を示したのかもしれない。

一方、議事録には、メキシコ市政に真剣に取り組んだ議員の発言も記録されている。議員の空席が問題になった1626年の年頭には、「市のために何かできることがあれば、全力で取り組もう」²⁸⁾と士気を上げる決意表明もされている。その後、1828年、議員の心得として、「祖国の父そして番人として、市内のほかの仕事にわずらわされることなく、議員として自由な心と独立心を持ち、守秘義務を守り、毎週水曜日の3時から5時まで集うこと」ということも確認された²⁹⁾。ここで注目されるのは、この発言がスペイン人議員のものであり、「祖国 patria」という言葉を使っていることである。このスペイン人議員は先述したクリストバル・モリノである。副王から任命されただけであり、参事会においてクリオーリヨ議員が自分の利益を優先する中、度々、議員としての責務を果たすことを唱えている。

まとめ

本報告では、メキシコ市参事会の議事録の分析を通して、議員の社会的地位や経済活動などを読み取ることで、17世紀前半のクリオーリョの動向を明らかにすることを試みた。その結果、少なくともヌエバ・エスパーニャあるいはメキシコ市では、先住民の血を引いてスペイン人として教育された者も、スペイン生まれであっても新大陸に渡って市政に尽くした者も、区別されることなく機会を与えられたことが伺えた。そして、これは「大西洋を隔てた両側にいる国王の臣下を気にかける心と平等に扱う」³⁰⁾とするスペイン王室の方針が反映されていると言えるのかもしれない。従って、17世紀前半ではクリオーリョがペニンシュールと対立している構図は読み取る事が難しい。また、議事録を分析しても、クリオーリョとして政治的なゴールを形成するような動きは認められず、従って「クリオーリョ主義の萌芽」という説は受け入れがたいとの結論に達した。

メキシコ市参事会は、コンキスタドールの家系の出身、移民第一世代の家系の出身、スペイン人貿易商一族の出身、スペイン人副王領政府高官の出身の議員が核となり、互いに婚姻関係を結ぶことで、影響力を拡大していた。しかし、彼らには、16世紀のマルティン・コルテスの反乱に見られたような王室に反旗を翻して、クリオーリョの権利を主張し、政治的権力を奪取する動きは見られない。

また、メキシコ市参事会の議員職は、相続によってスペイン本国在住のスペイン人の手に渡る一方、公職売買によって、スペインほかペルーなどの副王領から職を求めてやってきた官僚層やメキシコ市に拠点や販路拡大を求めた地方の商売人の手などにも渡った。そこに、共通の利益を見いだすのは難しい。

当時、メキシコ市参事会では、食糧と飲料水の確保および治水工事で水害対策に追われていた。市の守護聖人や守護聖母に祈りを捧げる祝祭を頻繁に執り行ったのも、そうした問題を緩和しようとする願いの表れであった。また、山積した問題を解決しようにも、市参事会の財政状況は芳しくなく、議員たちへの給料の未払いなど財政困難も恒常的であった。従って、議員たちはメキシコ市を離れた土地に所有するアシエンダ経営のほか貿易、鉱山、牧畜と多岐にわたる経済活動を展開し、議会への参加に不熱心になっていった。また、メキシコ市参事会に限らず、他の市参事会や副王領政府の様々な官職にも就いていたことも判明した。議員たちの政治活動や経済活動は他の都市へ広がり、メキシコ市政への関心は必ずしも高いとは言えない状況であったと言える。事実、17世紀後半には、議員の数は一桁になっていくのである。

今後も資料の分析を続け、クリオーリョの動向が17世紀後半から18世紀に向けていかに変化していくのかを把握していきたい。

注

- 1) 本稿は、2010年6月5日(土)日本ラテンアメリカ学会(於京都大学)パネルD:「クリオーリョ 世界の実態解明に向けて—17世紀メキシコ市の事例から」の報告をまとめたものである。
- 2) Raignes, Bouysse-Cassagne, 1992.

- 3) 原著 *De Natura Novi Orbis, De promulgatione Evangelii apud Barbaros, sive De Procuranda Indorum salute* は 1588 年にサラマンカで出版されている。
- 4) Acosta, Libro 3, Cap. XXV.
- 5) criollo という言葉は 1524 年から 1539 年のメキシコ市参事会議事録では使われていない。
- 6) Hanke, I, p.151.
- 7) Muriel, p.7.
- 8) Peralta: "... pues el rey nos quiere quitar el comer y las haciendas, quitémosle a él el reino, alcémonos con la tierra y dénos la al marqués pues es suya, y su padre y los nuestros la ganaron a su costa."
- 9) Hanke, I, p.129.
- 10) "personas hábiles y de confianza"
- 11) Scholes, p.62.
- 12) "... por lo que toca al bien público, favor y amparo de los nacidos en esta Nueva España ..."
- 13) "... no se den habitos a los nacidos en este reino hasta igualar el número de los de España ..."
- 14) "... que siempre ha conocido en los nacidos en este reino gran virtud letras y recogimiento y dignos de ocupar los mayores puestos y que en las actas que había publicado eran en razon de que en la provincia de Oaxaca todos los que hallo en los nacidos eran criollos sin haber querido admitir a nunguno de Castilla ..."
- 15) ただし、17 世紀後半以降は火山活動の活発化により、1660 年、1696 年、1702 年、1727 年、1776 年、1787 年、1794 年、1796 年、1800 年に地震の被害にあった。
- 16) Swartz, 1995, p.193.
- 17) Guijo (1952) より抽出。
- 18) Pazos Pazos, p.326.
- 19) Marqués-consort Salinas del Río Pisuerga, Conde de Calimaya, Marqués de Salvatierra
- 20) Pazos Pazos, p.401.
- 21) *Ibid.*, pp.324 – 325.
- 22) *Ibid.*, p.350.
- 23) *Ibid.*, p.406.
- 24) Actas del Cabildo によれば 1627 年に相当する。
- 25) Pazos Pazos, pp.372, 400.
- 26) 穀量の単位
- 27) この罰金は刑務所の囚人のために使うとされた。
- 28) Actas del Cabildo, el 2 de enero de 1626: "si se hallara con algún posible para servir a la ciudad lo hiciere de buena gana".
- 29) Actas del Cabildo, el 18 de agosto de 1628: "Obligación general de padre y defensores de la patria, ser desembarazados de otro oficio de la ciudad y libre e independiente de otro ninguno que de regidor, sigilo, se junta cada miercoles de tres a cinco."
- 30) AGI, México, 150, Respuesta del Consejo a Molina, 1636.

資料

- Archivo General de Indias, Sevilla
México, 150
- Archivo Histórico del Distrito Federal de la ciudad de México
Actas del Cabildo

刊行一次資料

- 1907 *Actas antiguas de Cabildo*, Libro XXVI, Imprenta de “El correo español”, México.
- 1987 *Recopilación de leyes de los reinos de las Indias*, 5 vols., Miguel Ángel Porrúa.

参考文献

- Alberro, Solange
- 2000 “La emergencia de la conciencia criolla: el caso novohispano” en José Antonio Mazzotti (ed.), *Agencias criollas, La ambigüedad “colonial” en las letras hispanoamericana*, University of Pittsburgh, Pittsburgh, pp.55 – 71.
- 1992 *Del gachupín al criollo. O del cómo los españoles de México dejaron de serlo*. El Colegio de México, México, D.F.
- Burkholder, M.A./ Chandler, D.S.
- 1972 “Creole appointments and the sale of Audiencia positions in the Spanish empire under the early Bourbons, 1701 – 1750”, *Journal of Latin American Studies*, 4:2, November, pp.187 – 206.
- Castillo, Susan
- 2006 *Colonial encounters in New World writing 1500 – 1786 Performing America*, Routledge, New York.
- Flores Olea, Aurora
- 1977 “Los regidores de la Ciudad de México en la primera mitad del s. XVII”, *Estudios de Historia Novohispana*, Vol. 3, UNAM, México, pp.149 – 172.
- Ganster, Paul
- 1981 “La familia Gómez de Cervantes. Linaje y sociedad en el México colonial”, *Historia Mexicana*, vol.31, n°2 (122), pp.202 – 203.
- Garubart, Karen B.
- 2009 “The criollization of the New World: Local forms of identification in urban colonial Peru, 1560 – 1640”, *HAHR*, 89:3, pp.471 – 499.

Guijo, Gregorio M. De

1952 *Diario (1648 – 1664)*, 2 vols., Porrúa México.

Hanke, Lewis

1977 *Guía de las fuentes en el Archivo General de Indias para el estudio de la administración virreinal española en México y en Perú, 1525 – 1700*, 3 vols. Kolön, Böhlau Verlag GmbH.

Lavallé, Bernard

2000 “El criollismo y los pactos fundamentales del imperio americano de los Habsburgos” en José Antonio Mazzotti (ed.), *Agencias criollas, La ambigüedad “colonial” en las letras hispanoamericana*, University of Pittsburgh, Pittsburgh, pp.37 – 53.

Ladd, Doris

1984 *La nobleza mexicana en la época de la Independencia*, FCE, México, D.F.

Liss, Peggy K.

1975 *Mexico under Spain, 1521 – 1556. Society and the Origins of Nationality*, Chicago.

Messiner, Jochen

1993 *Eine Elite im Umbruch. Der stadtrat von Mexico zwischen Kilonialer, 1761 – 1821*, Franz Steiner verlag, Stuttgart.

Muriel, Josefina

1974 “Nota para la historia de la educación de la mujer durante el virreinato: Colegio de niñas de Oaxaca, Oaxaca”, *Estudios de Historia Novohispana*, No.5, enero, 1974, pp.1 – 9.
<http://www.ejournal.unam.mx/ehn/ehn02/EHN00203.pdf> (2010年8月25日確認)

Pastor, María Alba

1996 “Criollismo y contrarreforma. nueva España entre 1570 y 1630”, *Ibero-amerikanisches archiv*, 22:3-4, pp.247 – 266.

1999 *Crisis y recomposición social. Nueva España en el tránsito del siglo XVI al XVII*, FCE, México, D. F.

Pazos Pazos, Ma. Luisa

1999 *El Ayuntamiento de la ciudad de México en el siglo XVII: Continuidad institucional y cambio social*.

Raignes, Thierry, Bouysse-Cassagne, Therese

1992 “Dos confundidas identidades: mestizos y criollos en el siglo XVII”, *Senri Ethnological Studies*, 33, pp.14 – 26.

Schwartz, Stuart B.

1995 “Colonial Identities and the Sociedad de Castas”, *Colonial Latin American Review*, Vol.4, No.1, pp.185 – 201.

Tateiwa, Reiko

1997 “La rebelión del marqués del Valle: Un examen del gobierno virreinal en Nueva España en 1566”, *Cuadernos de Investigación del Mundo Latino*, Núm 16, Universidad de Nanzan, Nagoya, pp.1-45.

